

札幌市子ども・子育て会議
児童福祉部会

会 議 録

日 時：2020年9月7日（月）午前10時開会
場 所：札幌市教育文化会館 4階 研修室403

1. 開 会

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） それでは、定刻になりましたので、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日一つ目の議題の子どもの貧困対策計画に関して進行させていただきます子どものくらし支援担当課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、遠山委員から、欠席の連絡をいただいております。

それでは、開会に当たり、子ども育成部長の山本よりご挨拶を申し上げます。

○山本子ども育成部長 皆さん、おはようございます。

いつも大変お世話になっております。

子ども未来局子ども育成部長の山本でございます。

委員の皆様方におかれましては、本日は、大変お忙しい中、児童福祉部会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方には、日頃から本市の児童福祉行政の推進に特段のお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りして心より感謝を申し上げたいと思います。

さて、札幌市子どもの貧困対策計画につきましては、策定の段階からこの児童福祉部会で様々なご議論をいただきながら、5年間の計画として平成30年3月に策定したところでございます。この計画に基づきまして、困難を抱えている子どもと家庭の支援などに取り組んできたところでございます。

今回は、計画の2年目となります令和元年度の実施状況につきまして、事前に書面にてご報告をさせていただいたところでございますが、本日の会議におきましても、専門的かつ客観的な見地から様々なご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 本日一つ目の議題、札幌市子どもの貧困対策計画の令和元年度の実施状況についてでございます。

会議資料としまして、座席表のほか、書類の束が二つあると思うのですがけれども、厚めの黒いクリップで留めてあります方が議題1で使う資料になります。

事前にお送りした資料1から資料4に加えまして、一番後ろになりますけれども、本日、資料5ということで、事前にいただいた質問、ご意見をまとめた1枚ものの資料を追加で机上に配付させていただいております。

不足がありましたらお知らせください。

また、本日の会議でのご意見、評価等を踏まえ、ホームページで計画の実施状況を公表するとともに、いただいたご意見は今後の計画の進行に反映させていただきたいと考えております。

議題1については、個人情報等を扱う予定が特にございません。会議を公開することをご確認いただいた上で、議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、松本部長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○松本部長 おはようございます。

今日は、議題が大変混んでおりますけれども、お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。

なるべく、お昼頃をめどにと思っております。

今日の進行ですけれども、大きく二つのテーマがあります。一つは、今、お知らせをいただきました子どもの貧困対策の進捗状況についての報告と意見交換になります。二つ目が第3次札幌市児童相談体制強化プランについての議論でございます。

最初の30分ぐらいを前半に充てたいと思っております。後段のところは、1時間半あるいはもう少し、12時を少し延長するかもしれませんが、継続的な審議になっておりますところ、特に要対協のことでフォスタリングの機関のことについては、少し時間をとって議論をしたいと考えておりますので、そういうふうな時間配分で行いたいと考えております。

ですので、前半の進捗状況の報告は、もう既にお手元に資料が届いていると思うので、お読みいただいたという前提、あるいは、ここで質問も出していただいておりますため、事務局からの資料の説明は割愛させていただいて、質問についての回答ということから始めて若干の意見交換を行うことと、もし追加でご意見があればいただく形で進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） それでは、本日、机上に置かせていただいた資料5という1枚ものの資料をご覧ください。

この資料のみ、簡潔に説明させていただきます。

この資料には、委員の皆様から事前にいただいたご質問、ご意見と回答を記載しております。

1番目は、大場委員からのご質問です。

新型コロナウイルス感染症による令和元年度の実施状況での影響と、今後、修正を余儀なくされるものについてのご質問でございます。問題例として、児童養護施設入所児童のアルバイトについて挙げていただいております。

これに対する回答としまして、貧困対策計画では、感染症拡大の影響により、子育て関係の施設の休館、相談支援事業の対面から電話等への切替え、交流会などのイベントの中止、延期、回数の減少などの影響が出ております。今後も、感染症防止対策を徹底、新たな手法、様式などの検討を進めていく必要があると考えております。

2番目は、箭原委員からのご意見です。

ひとり親家庭について、年収平均200万円程度、貧困率50%を超える状況で、ひと

り親への通院助成は予防医療につながり、子どもの貧困を防ぐことになるというご意見です。

回答といたしまして、北海道の補助制度に基づいて助成を行っており、さらなる拡充について、北海道の動向を注視してまいりたいということで、担当課より回答を得ておりません。

3番目は、箭原委員から本日の協議事項ということでございます。

前回、8月5日に開催された第3次児童相談体制強化プランについての会議で話があったということですが、各区の相談窓口（ワンストップ型）から横断的につなげていく体系立て（組織図）が可能かということでございます。

4番目は、北川委員からのご意見です。

施策2-1の乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援の中で、11番目の障害児通所給付費について、児童だけではなく、学齢期の支援である放課後等デイサービスも含まれている施策2-3の子どもの居場所づくり・体験活動の支援にも必要とのご意見です。

回答としましては、現計画においては、乳幼児期から学齢期以降にわたる支援も含め、医療や通所に係る給付に関しては全て施策2-1に掲載、一方、施策2-3では、子ども食堂や児童会館など居場所づくりを推進していく事業を掲載しておりますので、障害児通所給付費は利用者に対する給付という観点で、施策2-1ということで整理しております。計画事業の追加掲載に関しては、各施策の方針に合致するものについて、毎年度、掲載を検討してまいります。

5番目は、北川委員からのご意見です。

配慮を要する子ども世帯の相談支援の推進、資料2の7ページの中で、障害（児）者相談支援事業所も今後考えていただきたいというご意見です。

回答としましては、今後、検討してまいりますということで記載しております。

資料の説明は以上でございます。

○松本部長 質問と、それについての事務局からの一旦の回答をここに掲載いただいております。

3番目の箭原委員のところは、当日の協議をご希望されているということですから、後に回して、順不同で結構でございますので、まず、質問をされた方、あるいは、これに関わって、今のご回答のところでも重ねてのご質問やご意見等はございますか。

大場委員はいかがですか。

○大場委員 今、高校3年生の進路の関係で、やはり非常に大きな問題が出ていて、就職の関係でも内定の取消しとか、それから、進学に向けても修学資金の確保という非常に大きな問題がまだまだ山積みになっています。そこで、なかなか難しい部分もあるのでしょうけれども、もし札幌市として独自の支援施策等のお考えがあれば、ありがたいなと思っています。

それで、児童養護施設でも何もしないということではなくて、札幌市内の中小企業家同

友会の役員の方とお会いして、できるだけ就職希望の方と接触して、何とかそういう道筋をつけたいという努力もしているものですから、何らかの後ろ盾があるとありがたいと考えております。

まず、こういう問題がありまして、今まさにコロナの中で子どもたちが非常に困惑しているという状況をご理解していただくということで、こういう質問を出させていただきました。

以上です。

○松本部長 特に重ねてでありますけれども、私も特に高3の就職を希望している人の進路状況について、やはりこれまでとは違う形で厳しさがある中で、就職も進学も決まらないまま卒業を迎えて、その後の進路決定に少し時間がかかるという子どもが例年より出てくるような気がいたします。そこについて、きちんとフォローしていくというふうな体制なり心づもりが関係者にないと、路頭に迷う子どもをつくり出してしまうことになりかねませんので、大場委員のご意見はそういうことも含んでいるかと私は理解しております。

住居の確保という点については、一旦、措置の延長という形で、施設や里親では制度的に対応し得るという理解でよろしいですね。

○大場委員 特に施設の場合、子どもたちは、就職もしない、あるいは進学もしない中でいると居心地が悪いと思います。子どもたちは焦って、とにかくどんな形でも出ることばかりを考えてしまう、将来の見通しを考えないで、すぐ目の前のことに飛びついてしまう。それは幾ら子どもたちと話しても、もう退所の時期が来ているものですから、その理解がなかなか得られないというのと、何もしていないということに対するほかの子どもたちへの影響もやはり少なからずあるということで、本人の問題と養育支援の体制の問題と両方を考えていかなければならないという問題は抱えていると思っています。

○松本部長 恐らく、そうなってくると、やはり措置の延長だけではなくて、一旦、自立という形になったときの自立支援計画をきちんとつくって支援していくという枠組みが既にスタートしておりますので、そのところを実質的なものとしてきちんとしていくというふうな観点が一番大事だというふうに理解いたしました。

この点について、ほかにいかがですか。きっと施設の子もだけではなくて、この問題はいろいろなところで出てくるように思います。やはり、年度替わりのところはきちんと注視をしていくというふうなことが必要かなというふうに思っております。

○北川委員 直接、札幌市がということではないのですけれども、私も知らなかったですが、里親家庭にいと里親の扶養になるのです。しかし、20歳を境に社会的養護自立支援事業に移ると扶養にならないということです。これが親族とか血縁、学生だったら、血のつながっている子どもは扶養になるのです。これも、今後、国として家庭養護を推進していく中での法律的ないろいろなギャップというか、22歳までこの制度があるのであれば、それも含めて学生だとすると扶養になっていくということも、里親に守られていくということも必要になってくると思っています。新しく社会的養護の自立支援事業ができて、

大学などに里親家庭のまま行けるようになったのはいいのですけれども、今後はその辺も、国の問題かもしれないのですが、知っていただけたらと思いました。

○松本部長 今、1点目について、幾つかの意見が出ましたけれども、事務局で何かコメントはございますか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 今の段階で、私から何か申し上げられることはないのですけれども、実際のお子さんの様子について、今お話しいただく中での問題提起ということで、里親の税控除のお話も含めてご意見として承りました。

○北川委員 国の制度そのものの問題ですけれども、今までは20歳までは児童福祉法で守られていたのが、里親家庭にいるのに里親の保険にも入れないということで、本当に中途半端です。お金もないのに医療費は自分で国民保険に入らなければいけないなど、20歳までは措置延長で守られても、アフターというか、大場委員にも関係することかと思えますけれども、自立に向けてというところでは、まだ法制度が子どもを守るところに十分至っていないところがありますので、知っていただけたらと思いました。

○松本部長 それでは、いろいろ議論あると思うのですけれども、次にということで、ほかのご質問に対してのご回答がありますが、何かご意見等ありますか。

○北川委員 4番に関しては分かりました。特に乳幼児というわけではないということですよ。

5番目ですけれども、もう既に配慮を必要としている子どもへの世帯への相談が障がい児の相談支援事業所で随分行われて、困窮者の相談支援のところとも連携しながらやっておりますので、今後、ぜひ一緒に、縦割りの弊害をなくす形でやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○松本部長 今のはご意見ということでよろしいですか。

○事務局（山本子ども育成部長） 前に障がい保健福祉部にもおりましたので、北川委員のおっしゃることは、まさにそのとおりだと思いますので、それについては話をしていきたいと思います。

以上です。

○松本部長 内閣府の大綱どおりにやると、特に子どもの貧困対策のフレームワークで、乳幼児のところは若干後手に回るのと、障がい児の問題がどうしても抜けるのです。文言では1行ぐらい入っていますけれども、内閣府のフレームワークではそこに重点がないので、やはり自治体ベースのところ、そこをどういうふうにかちんと連動させていくかというのが大きなところかなと考えております。

ほかはいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○松本部長 なければ、3番目のワンストップ型の相談窓口ということで、箭原委員から当日の協議をご希望されているということです。

箭原委員から、もし趣旨のご説明等があればお願いします。

○箭原委員 議題が混ざってしまったのですけれども、どちらにしましても、区役所の第一の相談窓口が機能していない限り、次につながるということが何もなくなると思うのです。ひとり親もちろんそうだし、それから、障がいの方もそうです。障がい児の場合は、北川委員のほうに行くというのもあるかもしれないのですけれども、やはりグレーの子の場合には、どうしても最初に区役所窓口に行くのです。そのときの対応がその後の支援にどうつながるかというところでとても大事になってきますし、そこでつまずいてしまうと止まってしまうのです。そうすると、貧困の連鎖になっていくし、今度は児相案件になっていくところがあるので、ここを何とか縦横無尽にもう少し機能が良くなるような方法を考えていただかないと、幾らたくさんすばらしい計画を作ってもつながっていかないのではないかなというのは、ここ何年かやっていますごく感じているのです。

その辺をどうしていただけるか。この間、所長が局長に上がったので、その辺をやっていただけると強い力のお話をいただいたのですけれども、やはりもっときちんと話をして、ちゃんと組織立ったものに変えていかないと、話の上だけでそうですね終わってしまうというところが何年も続いているのではないかというふうには感じています。

ですから、とてもきれいに組織図を作っていただけるのかなと思っています。

○松本部会長 この点について、ほかの委員の方からのご意見は何かございますでしょうか。

ただ、これは常に問題になっていることで、ワンストップについて、どうやってつないでいくか。特に乳幼児のところ、ひとり親のところ、DVのところ、障がいのところと全部分かれていて、教育相談も含めてかなりの相談窓口はあるのですけれども、どこにどうすればいいかということがなかなか分かりにくいというのが現実だと思います。

○箭原委員 そうなのです。いつも書いてもらっている計画、それから、ひとり親の策定計画とか自立支援計画など、計画はすばらしいのですよね。読んでいくと、これだけのものをやっていただいていますすごいと思うのです。でも、そこに繋がる最初の窓口が区役所の相談員です。私たちの現場からというか、当事者からすると、やはりどこに行っていきたいかといったときには、まず区へ行くのです。本当は、児童虐待のところとか危ないなといったときには警察に行けばいいし、北川委員の障がい児の関係機関へ行けばいいし、里親に行けばいいと分かるのですけれども、それが分かるのはもう一つ上の段階になったときで、最初の子どもに困っている、貧困に困っているお母さんがとりあえず行ってみようかなと思うのは区役所の窓口で、そのときに、ここではないです、あっち行ってくださいと言われた途端に、もう行かなくていいや、うちの子はまだグレーだから何とか抱えていけばいいやとか、その辺で終わってしまうのです。そうではなくなってきたときに、すぐにきれいにつながってくれるとか、まだグレーだったらその相談員が抱えてくれるといった組織図がきれいにあれば、お母さん、こうなっているから次の段階としてこの辺に相談に行ったらいいよとか、来た人が目で見ても分かるようなきっちりした組織図があれば、もう少し相談がしやすくなるのではないかと思うところはあります。

○松本部長 今の点について、ここで結論が出るということではないと思いますが、問題提起としては大事だと思います。

これは子どもの貧困の担当課だけのことではないと思いますが、事務局で何かお考えがありますか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 相談支援ということでいくと、やはり困っている子ども、世帯を支援につなげていくというところが一番大切ではないかというところで、平成30年にこの計画ができたときには、それを特に推進すべきものということで位置づけております。施策の1番目になっているのですけれども、その中でやはり各種の相談メニューというものが札幌市の中にかなりございまして、それはこの計画にも位置づけております。

個々の相談はあるのですが、やはり、それはケース・バイ・ケースということになると思うので、それをうまくつなげていくというところは、貧困対策という観点からも重要ではないかと思っています。その辺は、いろいろな場面で議論になると思うのですが、議論の積み重ねの中で、よりよい方向性が見えてくればいいかなと思っています。

○松本部長 大変大事な問題提起だと思いますので、これはやはり担当課ごとあるいは施策ごとに相談窓口があるようになっていて、市民目線、住民目線から見ると大変分かりにくいです。我々は多少コミットしていますけれども、コミットしている我々も分かりにくいところがあると。そこは貧困対策計画だけどうするとか、この後は児童相談体制強化プランですけれども、これはこれだけでどうするという話でもないような気がするのです。

ですから、もう少し大きな傘のところで、まず、こういうものをつくるというふうに決めないと、担当課だけで話していると、これは絶対できないというふうに思うのです。もう少し担当課を超えた全体のところで、例えば、区役所ベースでワンストップをつくるのだというふうに決めてどうするか、その後で担当課はそこで何ができるかというふうにしていかないと、担当課ベースのところだけだと議論の仕組み構造上きついなと思います。

今、課長がおっしゃったように、多分、これは市の外にいる人間も、中にある人間も、必要性の認識はあると思うのです。ですから、担当課からの積み上げというよりは、もう少し上のレベルで、部長、局長のレベルでご判断いただいて、これを作るにはどうしたらいいかというふうにして、全体の議論を進めていくことが必要かなと聞いていて思いました。

○北川委員 おっしゃるとおり、私のところは障がいのある子どもがいらっしやいますけれども、今は本当に複合的な問題を抱えていまして、大体3分の1はシングルマザーですし、DVの問題も4分の1ぐらいあります。そうすると、本当に若いママもいて、お母さん、何歳で産んだのと言ったら18歳とか、今は本当に複合的な課題が一緒に来て、その課題に対して障がいがある、発達に心配があるというところで、保健師たちが連れてきてくれて、そしてトータルな支援につなげるというふうになっているかなと思うのです。それぞれの課題別に問題があるわけではなくて、複合的に今の子どもたち、家族が抱えて困

って、困り感が高いという実態は知っていただきたいなというふうに思います。

その中で、そこに相談に行ったら相談する方のソーシャルワークの力がしっかり家族全体を見られるとか、家族システムは法律的な問題も必要だったりとか、私たちのようなところが必要だったりなど、そういうソーシャルワークをしっかりとできるような、それがきつと子ども家庭支援拠点につながるのかなというふうに思います。今、松本部会長がおっしゃったような市としてそういうワンストップでソーシャルワークの力があるようなところができたらいいなというふうに思います。課題が複合的です。

○箭原委員 たしか市長を一番上にして虐待対策の対策本部ができましたよね。各局長クラスが全部入っているので、すごいですね。局長全員が入って、一番上が市長で、計画もとても素晴らしいものです。ただ、虐待だけではないのだと思うのです。つまり、貧困などいろいろなものがあって最終的に虐待になるので、あの組織のままできれいに作っていくという形ができていくと大分違うと思います。

局長クラスで全部話しても、多分、部長、課長クラスに話を下して終わるのだと思うのですけれども、本当に窓口はこの組織でこうやって行くのですよ、横に行くのですよというのがあれば、窓口の担当も、相談者もとても分かりやすく、お母さん、この後はこうやっていくので、ここにこうなっているのですよというふうに言われれば、そうなのか、では、次はここに相談に行けばいいのですよねとか、相談員とお話がうまくできないとしても、組織図がある程度あれば、そのお母さんは、この人といまいち相談はできないけれども、ここに行けばいいのだなというのがすぐ分かりますよね。

今だったら、きちんと相談して相談員と意思疎通がとれないと、次の段階でどこに行くかというのが分からないのです。私たちも、相談員から、この案件はどこにつなげますかといったら、いや、こっちにつなげてみてもだめなので、警察につなげてくださいますか、そこにまず相談して何か聞かないと、聞く方の聞く力があれば出てくるのですけれども、聞く力がなくて、そこで相談が止まってしまうのです。だけど、ある程度、こういう組織図で、こういう話はこういうふうに行くのですよというのをぱっと見せてもらえれば、会ったときに相談員と意思疎通できてなくても、私はこの辺になるのだからこっちに相談に行けばもっと違う話ができただというふうに分かるというのがあるのです。そうすると、札幌市にはいろいろな施策があって、とてもいいものをつくってくれているので、それをもっと有効活用できるのではないかなというふうに、ここ何年かいろいろ議論をしていて思ったのです。

それで、前回、福祉で採った札幌市の職員が200人を超えたというふうになっていたの、そちらで採った職員だけでぐるぐる回すことができるようになっているのではないかなと思うのです。前回も人事も頑張りますと局長がおっしゃっていたのですけれども、福祉のところでは採った人たちで回すような人事にさせていただくと、キャリアアップができるようになるのではないかなと思うのです。やはり、水道局で2年も3年もやっていた人が急に兎相に行って、これからまた勉強してくださいというよりは、200人

の中で回していくほうがどんどんキャリアアップになっていくかと思っています。

○松本部会長 これは宿題にしましょう。一つは、この後の議論になる計画も児童相談体制強化プランなのです。この児童相談体制強化プランのところは、簡単に言うと虐待問題に対する対応にかなり重点を置いて、社会的養護なり社会的養育に重点を置いた形での相談体制の強化プランということかと思えます。

一方で、予防的観点というふうな形で見たときに、貧困の問題あるいは障がいの問題、そのほかのひとり親施策、DVの問題も含めて、かなりいろいろなところが関わるはずなのです。そここのところのいろいろな子育て世帯の大変さに対する相談の入り口の議論は、やはりまだ十分ではないというふうに、今、箭原委員のご指摘を受けて私も改めて考えました。市民から見たときに、虐待という名前はつかないけれども、いろいろな困り事があるというときの入り口、受け止める窓口をどうするかというのは考えておかないとまずいと思えます。

虐待なりグレーゾーンとして関係者が一定の認識をして、その後どうするかという話は要対協も含めて出てきていると思うのですが、最初の入り口のところの議論を一方ですると。基本的には、いろいろな施策メニューがありますので、メニューをどう増やすかという話ではなくて、相談の一本化と窓口の一本化をやるとするとどういう形ができるかということは議論の宿題にしませんか。

そこは大変大事な問題提起かと思えますので、事務局でもご検討いただくというふうにしたいと思えます。これは担当課だけで考えていると、やはり所管の中での議論になってしまいますので、上のレベルのところをお願いします。

そういう宿題をいただいたということで、よろしいでしょうか。

○北川委員 うちに来る親御さんなどは、精神疾患があったり、母子保健や福祉課の方が一生懸命頑張って現状でつないでくれています。発達障がいだけでも、虐待が疑われるからお願いしますなど、その課の方々頑張ってくれていると思えます。それを見える形でワンストップでということですね。市の方々みんな頑張っていらっしゃると認識しております。

○松本部会長 特に精神保健は、これまでの子ども虐待の検証報告でも、そのあたりはどうするということが出てきているところでもあります。実際は、精神障がいも含めた親御さんの障がいの問題と生活困難に大きく関わっているところがございますので、子どもと家族の両方というふうな観点でのワンストップということになるかというふうに思えます。

それでは、ほかになれば、時間のこともありますので、一旦、ここで進捗状況のご報告と意見交換は終了したいと思います。

大変大事な問題提起もございましたので、ここについては、子どもの貧困対策だけではなくて、もう少し大きなところでの宿題というふうに我々は認識をして、またそう遠くないうちに議論というか、できればこの相談体制強化プランのところにそういうことを検討してからつくるということを1枚入れていくことが重要かと思っております。

この後、まだ議論が続きますし、事務局の方も交代ということになるかと思しますので、一旦、5分休憩して40分から再開したいと思います。